

# アストのなっとく講座 ～4月から 自賠責保険が値下げ!編～

 寿寿 (じゅじゅ)・・・しっかり者のお姉さん猫  
 はっぱ・・・わがまま、気まぐれな妹猫

 節分といえば・・・?

 2月3日!!

 その通り!!でも、今年の節分・・・2月2日じゃなかったかしら?

 あれ?そういえばそうね。え?あれ?なんで?2月2日に変わったの?

 そうじゃないの。節分は、その名の通り季節の分かれ目。立春の前日ってことなのよ。つまり、立春がずれると節分もずれる!これには「暦のずれ」が影響しているの。1年って正確には365日ぴったりではなくて、365日と約6時間とわかっていてね。その誤差を修正するために、今年は2月3日が立春・2月2日が節分になったってわけ。2月3日が立春になるのは、明治30年以来、実に124年ぶりなんですって!ちょっと特別な感じよね!

 へえー!!そんなに特別な立春だったの!というか、そっか、もう春なのね・・・寒いけど。あったかい季節が待ち遠しいにやー。

 春といえば。4月から、自賠責保険が値下げになるわよ!

 え!値下げ!!みんな大好き値下げ!!!でも・・・なんで?

 「安全装置の普及がされたこと」「コロナ禍で外出しないこと」により、交通事故が減った・・・というのが理由みたいね。

何はともあれ、嬉しい知らせよね。自賠責保険は、昨年到现在2年連続の値下げ。保険料は、損害保険各社で構成する損害保険料率算出機構が検討していて、金融庁の審議を経て正式に平均6,7%の値下げが決定したの。そんな今回は、改めて自賠責保険に関しておさらいしましょう!

## 自賠責保険って?

正式名称「自動車損害賠償責任保険」。  
自動車損害賠償保障法という交通事故の被害者救済を主な目的として制定された法律を元に、主に自動車や原付、バイクが対象で購入時に加入・車検の際に継続をする。

## 強制保険って言われるけど、なんで?

加入していないと公道は走れない!  
未加入や保険期間が切れた車を運転すると「50万円以下の罰金 or 1年以下の懲役」と「違反点数6点 = 免許停止処分」!車に自賠責保険の証券を積んでいないだけで「30万円以下の罰金」!

## 任意保険との違いは?

- ①対物賠償が無い!つまりは、相手の車は対象外。自分のケガや自分の車も対象外。
- ②対人賠償は無制限が一般的な任意保険ですが、自賠責保険は死亡3,000万円・後遺障害4,000万円・ケガ120万円がMAX。

 対人賠償も、賠償額が1億円を超えることが珍しくなくなった現代。自賠責保険だけではとても足りない・・・任意保険の加入は必須よね。

## 自賠責保険はどうやって使うの?

- ①被害者：自賠責保険では、過失割合を問わず「ケガをした人」が被害者と言われる。  
→ご自身がケガをした = 被害者の場合は、そのまま「被害者請求」として申請が可能。
- ②加害者：自賠責保険では、被害者に対しての相手のこと。  
→ご自身が加害者の場合は、被害者からの請求に対して治療費等を既に被害者や病院等に支払い済の場合のみ「加害者請求」として申請が可能。

 被害者に対して、治療による出費に充ててもらうための仮渡金制度ね。

 あらためて見てみると・・・自賠責保険だけじゃカバーできない部分って結構多いのね～。  
この機会に、任意保険のチェックもしてみてにや!

**アストのほけん ☎ 0120-57-2760**

長野県諏訪市南町10-5 ■定休日/日曜日・祝日 ■営業時間/10:00～19:00  
E-mail:ast@view.ocn.ne.jp HP:https://astnohoken.com/